部長及び参事官　　捜一発第256号
殿　　令和６年12月12日
所　属　長　　５年保存（口訓）
本　部　長

死体検案書等を作成する医師への適切な情報提供について（通達乙）

解剖等の結果により、死体の死因等が確定又は変更された場合に、死体検案を行った医師等に対する適切な情報提供が行われるよう、これまで、「死体検案書等を作成する医師への適切な情報提供について（通達乙）」（平成31年２月13日付け捜一発第33号。以下「旧通達」という。）に基づいて行ってきたところであるが、引き続き、下記事項に留意されたい。

なお、本通達乙の発出をもって、旧通達は廃止する。

記

１　死因等確定・変更報告の取扱い時における周知依頼について

平成30年12月５日付けで、厚生労働省から、別添「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて（周知依頼）」（平成30年12月５日付け医政発1205第１号ほか）のとおり、

> 死因統計の正確性を図ることを通じて、公衆衛生の観点から死因究明等を一層強化するため、死体検案書等を交付した医師は、その後、解剖、薬毒物検査、病理組織学的検査等の結果等により、死因等を確定又は変更した場合、速やかに厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室に対し、死因等を確定又は変更した旨を報告すること

とした周知依頼が都道府県に対して発出されたものである。

２　死体検案を行った医師等に対する情報提供について

上記周知依頼について、解剖･検査等の結果、取扱死体の死因が新たに判明した場合等に、死体検案を行った医師がそれら死因等にかかる情報の提供を受け、その結果、死体検案書等に記載された死因がより正確なものに訂正されることは、死因統計の正確性を担保する上で重要である。

上記周知依頼において、死体解剖を行った医師等から、警察等を通じて、死体検案を行った医師に対し、死因等に係る情報を提供することとされているところ、各担当警察官にあっては、引き続き、死体検案書等を作成する医師等への適切な情報提供が行われるよう留意されたい。

また、「検案又は死亡時画像の読影を行った医師に対する解剖等の結果の提供について（通達乙）」（令和６年12月12日付け捜一発第255号）により、警察

等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第６条の規定に基づく解剖、同法第５条の規定に基づく検査又は同法第４条の規定に基づく調査（以下「解剖等」という。）の結果については、死体検案を行った医師から情報提供の求めがあった場合において、当該検案医等の育成及び資質の向上を図るために必要と認められる場合に提供することとしているが、それに限らず、当該医師に対して、死因等に係る情報を提供し、その旨を別記様式を用いて確実に記録するよう徹底されたい。

なお、司法解剖を行った場合についても、捜査・公判への影響に留意しつつ、適切に情報提供すること。